

参考 1 用語解説(五十音順)

ア行	
用語	解説
● 始良市男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている(平成22年3月23日制定、同日施行)。
● 始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	「配偶者暴力防止法」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針や暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する事項を定めている計画。
● アウティング	本人の許可なく、性的指向や性自認等について、他人に暴露すること。
● 一時保護	児童相談所長または都道府県知事が必要と認めた場合(棄児・迷子や家出した子に保護者がいない場合や、親の虐待や放任により緊急に子を家庭から一時的に引き離す必要がある場合)に、子どもを一時保護施設などに短期間入所させること。期間は2か月以内。 DV被害者においては、加害者からの暴力等を避けるために、安全確保のため加害者に知られずに身を寄せる場所が無い場合に、被害者及び同伴する子どもが一時的に避難して生活すること。
● M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。(国第5次男女共同参画基本計画)
● エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。(国第5次男女共同参画基本計画から) なお、「女性のエンパワーメント」は、「女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること」とされており、近年では、G7 や G20、APEC 等の国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられている。

カ行

用語	解説
● キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))
● 交際相手からの暴力(デートDV)	結婚していない親密な関係にある人からの暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
● 固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第5次男女共同参画基本計画)

サ行

用語	解説
● ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第5次男女共同参画基本計画)
● ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。(国第5次男女共同参画基本計画)
● 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。(国第5次男女共同参画基本計画)

用語	解説
<p>● 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)</p>	<p>女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として制定された法律(平成27年9月4日施行)。</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進の基本原則や、国・地方公共団体・事業主の責務、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について規定している。</p>
<p>● スーパービジョン</p>	<p>相談者が抱える多様な問題に対して、相談員等が相談者の訴えを明確に把握し、相談者に適した対応をしているかどうかを、専門家である第三者の目を通して検討すること。</p>
<p>● 生活困窮者自立支援法</p>	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等自立の支援に関する措置について定めている。(平成27年4月1日施行)</p>
<p>● 性的指向、性自認</p>	<p>性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。(国第5次男女共同参画基本計画)</p>
<p>● 性的少数者(性的マイノリティ)</p>	<p>レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)</p>
<p>● セクシュアルハラスメント</p>	<p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。</p>
<p>● 接近禁止命令制度</p>	<p>特定の人物につきまったり、付近をうろついたりすることを禁止する、裁判所の命令。児童虐待防止法に基づいて、家庭裁判所が虐待加害者である保護者に出す、被害児童への接近禁止や、DV防止法に基づいて、地方裁判所が加害配偶者に出す、被害配偶者や子・親族などへの接近禁止などがある。</p>

夕行

用語	解説
● 男女共同参画社会	全ての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
● 男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律(平成11年6月23日施行)。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
● 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	男女の均等な雇用の分野における機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的として制定された法律(昭和61年4月1日施行)。労働者の募集、採用、配置・昇進等の雇用の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や、事業主における職場におけるハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の義務付け等について規定している。

ナ行

用語	解説
● 二次被害	相談した身近な人の心無い言葉や、相談・保護・捜査・裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、被害者が更に精神的に傷ついてしまうこと。

ハ行

用語	解説
● 配偶者等からの暴力(DV)	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

用語	解説
<p>● 配偶者暴力相談支援センター</p>	<p>配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設（市町村は努力義務）で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関。令和5年4月現在、県内では県女性相談センター、県男女共同参画センター、各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部並びに、鹿児島市、鹿屋市、出水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、志布志市、始良市、知名町、和泊町の計19箇所が指定されている。</p> <p>始良市配偶者暴力相談支援センターでは、市民に身近なDV/被害者支援機関として安心して相談できる体制を整え、相談から自立支援、法的措置など総合的な支援を行うため、平成27年4月1日に開設。女性に対する人権侵害の予防および早期発見に努め、被害者の自立支援に向けた情報提供、一時保護の場合の同行支援、関係機関との連絡調整など被害者の立場に立った「ワンストップ」の支援を行っている。</p>
<p>● 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)</p>	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。(平成13年10月13日(一部14年4月1日)施行、平成16年・平成19年・平成26年・令和5年改正) 都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。</p>
<p>● 保護命令</p>	<p>配偶者等からの身体に対する暴力または生命、身体、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力または生命、身体、自由、名誉、財産に対する脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の同居の子への電話等禁止命令、(5)被害者の親族等への接近禁止命令、(6)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の6つの類型がある。(2)～(5)は、(1)を満たすことが要件である。</p>
<p>● ポジティブ・アクション(積極的改善措置)</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実中存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となる。(国第5次男女共同参画基本計画)</p>

マ行

用語	解説
● 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(国第5次男女共同参画基本計画)
● メンター制度	職場における人材育成法の一つ。知識や経験の豊かな先輩社員(メンターmentor)と後輩社員(メンティmentee)が、原則として1対1の関係を築き、後輩社員のキャリア形成上の課題や悩みについて、先輩社員がサポートする制度。メンターはメンティの直属の上司以外の人物であることが一般的で、二人は定期的に面談(メンタリング)を重ねながら、メンティ自身が課題を解決し悩みを解消するための意思決定を行うようにする。メンティが次のメンターとなって支援する側にまわり、人のつながりを次々に形成していくことをメンタリングチェーンmentoringchainという。

ラ行

用語	解説
● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動指針」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国第5次男女共同参画基本計画)</p>

ワ行

用語	解説
● ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

参考2 男女共同参画社会の形成の促進に関する動き

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
1945 (昭和20)	○国際連合発足			
1946 (昭和21)	○国連婦人の地位委員会設置	○第22回総選挙で初の婦人参政権を行使 ○「日本国憲法」公布		
1948 (昭和23)		○労働省発足、婦人少年局設置		
1967 (昭和42)	○婦人に対する差別撤廃宣言			
1972 (昭和47)	○1975年を「国際婦人年」とすると宣言			
1975 (昭和50)	○第1回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置 ○総理府婦人問題担当室設置 ○「育児休業法」成立(昭和51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象)		
1976 (昭和51)	○「国連婦人の10年」始まる	○「民法」改正・施行(婚氏続称制度)		
1977 (昭和52)		○「国内行動計画」(昭和52～昭和61年)策定 ○国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館		
1979 (昭和54)	○「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(女子差別撤廃条約)」採択		○女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 ○婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置	
1980 (昭和55)	○国連婦人の10年中間年世界会議(第2回世界女性会議コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	○婦人の生活実態と意識調査実施 ○第1回「婦人の船」中国へ派遣	

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
1981 (昭和56)	○「女子差別撤廃条約」発効 ○「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択	○「国内行動計画」後期重点目標決定	○「鹿児島県婦人対策基本計画」策定〔計画期間：昭和56年度～昭和60年度〕	
1984 (昭和59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義採用)		
1985 (昭和60)	○国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議ナイロビ) ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○生活保護基準額の男女差別解消 ○「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ○「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ○「女子差別撤廃条約」批准	○鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ○広報紙「かごしまの婦人」発刊(昭和60年～平成元年)	
1986 (昭和61)		○「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充) ○婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ○婦人問題企画推進有識者会議開催		
1988 (昭和62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989 (平成元)			○女性問題に関する県民意識調査実施 ○広報紙「かごしまの女性」発刊(平成元年～平成3年)	
1999 (平成2)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○婦人政策室設置	
1991 (平成3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業法」公布(平成4年施行)	○婦人政策室を女性政策室に改称 ○「鹿児島女性プラン21」策定〔計画期間：平成3年度～平成12年度〕 ○鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置	

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
1992 (平成4)	○国連環境開発会議(リオデ ジャネイロ)	○婦人問題担当大臣任命	○広報紙「ハーモニー」発刊 (平成4年～平成16年)	
1993 (平成5)	○世界人権会議「ウィーン宣 言」採択 ○「女子に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女 必修完全実施 ○「パートタイム労働法」公 布・施行		
1994 (平成6)	○国際人口・開発会議「カイ ロ宣言及び行動計画」採択	○高校での家庭科の男女必 修完全実施 ○総理府男女共同参画室設 置 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設 置		
1995 (平成7)	○第4回国連世界女性会議 (北京)「北京宣言及び行動 綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立 (介護休業に関する部分を 平成11年から実施)	○鹿児島県「女性の翼」団員 を北京の世界女性会議・NG ○フォーラムへ派遣 ○鹿児島の男女の意識に関 する調査実施	
1996 (平成8)		○男女共同参画推進連携会 (えがりてネットワーク)発足 ○「男女共同参画ビジョン」 答申 ○「男女共同参画2000年プ ラン」策定 ○「優生保護法」を一部改正 し「母体保護法」公布・施行		
1997 (平成9)		○「男女共同参画審議会設置 法」により男女共同参画審議 会設置 ○「男女雇用機会均等法」改 正(母性保護は平成10年 に、その他は平成11年に施 行) ○「労働基準法」改正(平成1 1年施行)(深夜・休日・時間 外労働における女性就業規 制の撤廃) ○「介護保険法」公布(平成1 2年施行)		

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
1998 (平成10)		○「男女共同参画社会基本法」についての答申(男女共同参画審議会)		
1999 (平成11)	○第43回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定) ○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ○「少子化対策推進基本方針」決定	○「かごしまハーモニープラン」策定〔計画期間：平成11年度～平成20年度〕 ○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置	
2000 (平成12)	○国連特別総会「女性 2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「児童虐待防止法」公布・施行 ○「ストーカー規制法」公布・施行		
2001 (平成13)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行 ○第1回男女共同参画週間(6月23～29日) ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	○女性政策室を男女共同参画室に改称 ○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(平成14年施行) ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施	
2002 (平成14)		○「健康増進法」公布(平成15年施行)	○鹿児島県男女共同参画審議会設置 ○婦人相談所(現女性相談センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定	
2003 (平成15)	○第29会期国連女子差別撤廃委員会	○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行	○青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ○かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置	

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
2004 (平成16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県へ基本計画の策定義務化)	○配偶者等からの暴力対策会議設置	
2005 (平成17)	○第49回国連婦人の地位向上委員会「北京10」(ニューヨーク)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 (平成18)		○「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等) ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	
2007 (平成19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平成20年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	
2008 (平成20)		○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:平成20年度~平成24年度)	
2009 (平成21)		○「育児・介護休業法」改正	○男女共同参画室設置 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
2010 (平成22)		○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定		○始良郡加治木町、始良町及び蒲生町が合併し始良市発足。企画政策課に男女共同参画係を設置(3月23日) ○始良市男女共同参画推進条例施行 ○男女共同参画社会についての市民意識調査実施

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
2011 (平成23)	○UNWomen(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足		○鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ○鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	
2012 (平成24)	○「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定 ○「子ども子育て関連3法」成立		○「始良市男女共同参画基本計画」策定(計画期間:平成25年度～平成30年度) ○「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定(計画期間:平成25年度～平成30年度)
2013 (平成25)	○APEC「女性経済フォーラム」開催	○「生活困窮者自立支援法」公布(平成27年施行) ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布(平成28年施行) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ○「改正ストーカー規制法」施行	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:平成25年度～平成29年度) ○鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価	
2014 (平成26)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ○「パートタイム労働法」改正 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定		
2015 (平成27)	○第3回国連防災会議(仙台)、「仙台防災枠組」採択 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 (目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども子育て支援法」改正		○始良市配偶者暴力相談支援センター開設(4月) ○組織改編により「男女共同参画課」新設(4月)

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
2016 (平成28)		○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	○鹿児島県女性活躍推進会議、女性ワーキンググループ設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○女性活躍推進に関する企業実態調査実施 ○第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	
2017 (平成29)			○「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	○男女共同参画社会についての市民意識調査実施
2018 (平成30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	○「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成30年度～平成34年度〕	
2019 (令和元)		○「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正 ○「配偶者暴力防止法」改正		○「第2次始良市男女共同参画基本計画」策定〔計画期間：平成31年度～平成35年度〕 ○「始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定〔計画期間：平成31年度～平成35年度〕 ○「第2次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定〔計画期間：平成31年度～平成35年度〕
2020 (令和2)	○第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」開催	○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定		

年	国連関係	国	鹿児島県	始良市
2021 (令和3)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」開催	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ○「育児・介護休業法」改正(令和4年以降順次施行)	○かごしまジェンダー平等推進プロジェクトチーム設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○男女共同参画に関する企業実態調査実施 ○第3次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価(到達状況評価)	
2022 (令和4)		○男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」策定 ○「困難女性支援法」公布(令和6年施行) ○「AV 出演被害防止・救済法」公布・施行	○かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト開設	○男女共同参画社会についての市民意識調査実施
2023 (令和5)	○「Women7(W7)サミット」開催	○「配偶者暴力防止法」改正	○「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:令和5年度~令和9年度)(「鹿児島県女性活躍推進計画」も含める。)	
2024 (令和6)				○「第3次始良市男女共同参画基本計画」策定(計画期間:令和6年度~令和10年度) ○「始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定(計画期間:令和6年度~令和10年度) ○「第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定(計画期間:令和6年度~令和10年度)